



金 沢 市 公 報

号外第 1 9 号

令和8年(2026年)9月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
●条 例	
○金沢市児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例 (こども相談センター)	1
○金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例 (歴史都市推進課)	6
○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (保育幼稚園課)	6
○金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例及び金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の一部を改正する条例 (景観政策課)	9
○金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (企業総務課)	10

条

例

金沢市児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第31号

金沢市児童福祉法に基づく一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の22第2項の規定による一時保護委託者の登録等に関する基準(以下「最低基準」という。)に関しては、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、法第33条第1項に規定する登録一時保護委託者(以下「登録一時保護委託者」という。)が一時保護を行う施設(以下「登録一時保護委託施設」という。)に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差

別的取扱いをしてはならない。

- 3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第7条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

- 3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持品等)

第12条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に

掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- (1) 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- (2) 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談すること。
- (3) 第1号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は市長が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は市長に協力するよう努めること。
- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

(設備の基準)

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- (5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (7) 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(登録一時保護委託者における職員の一般的要件)

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

(夜間の職員配置)

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入

所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第17条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- (3) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清しきしなければならないこと。
- (4) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

(食事)

第18条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- (2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第19条 児童相談所長又は市長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談する体制を整備しなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第21条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を

養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第22条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項について、規程を設けなければならない。

（1）入所する児童の支援に関する事項

（2）その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第23条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第24条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第25条 市長は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第26条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体

物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第32号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第14号中「第2条第4号に規定する電気通信事業」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業又は同法第143条の5第1項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第4条第1項の許可の申請、新条例第6条後段の規定による協議の申出又は新条例第7条後段の規定による通知がなされる行為について適用し、同日前に改正前の金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の許可の申請、旧条例第6条後段の規定による協議の申出又は旧条例第7条後段の規定による通知がなされた行為については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第33号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第13条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の3 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第48条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第60条中「第35条」の次に「、第48条」を加える。

第79条、第79条の2、第82条の9及び第90条中「第47条まで、第49条から」を削る。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第45条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第45条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間

教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
（金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第 6 条 金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の 1 項を加える。

12 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 7 条 金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例及び金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第 34 号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例及び金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の一部を改正する条例

（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部改正）

第 1 条 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成 21 年条例第 4 号）の

一部を次のように改正する。

第15条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改め、同条第6号中「たい積」を「堆積」に改める。

(金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例（平成31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項第1号中「第16条第7項第1号」を「第16条第8項第1号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第35号

金沢市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年(2026年)9月18日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄